

Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用、オンライン学習サービス用）変更点一覧

Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用）変更点一覧

2021年2月8日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
約款名	Learning Pit 利用約款（研修付帯サービス用）	Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用）	サービスの実態に合わせて約款名を変更
第1条1項	「Learning Pit 利用約款（研修付帯サービス用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して研修サービスに関するオンライン学習コンテンツ及び実践促進コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「 <u>研修付帯サービス</u> 」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	「Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して、研修サービスに関する準備機能及びフォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「 <u>研修準備機能</u> 」及び「 <u>研修フォローアップサービス</u> 」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	実践促進コンテンツを、研修準備機能と研修フォローアップサービスとして分離して記述
第2条2項	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit の受講を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って、Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。利用者は、ユーザー以外の者に、Learning Pit サービスを利用させてはなりません。	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit の受講（ただし、第4条に定める「 <u>研修準備機能</u> 」においては、 <u>研修準備のための利用をいいます</u> ）を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。	・研修準備機能の利用が「受講」に含まれることを明記 ・12条2項と重複する文言を削除
第4条1項柱書	Learning Pit サービスとは、弊社が提供する <u>研修サービス</u> に組み込まれて提供されるサービス（以下、「 <u>研修付帯サービス</u> 」,といます）又はオンライン学習サービスとして単独で提供するサービス（以下、「 <u>オンライン学習サービス</u> 」,といます）であって、弊社が利用者に対	Learning Pit サービスとは、弊社による <u>研修サービス</u> の提供に付随する事前準備を行うための機能（以下、「 <u>研修準備機能</u> 」,といます）、弊社による <u>研修サービス</u> の提供後に研修内容に関するフォローアップや実践促進等を行うためのサービス（以下、「 <u>研修フォロ</u>	研修準備機能と研修フォローアップサービスについて明記

	し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービスの総称をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」とは <u>研修付帯サービス</u> を意味するものとし、 <u>Learning Pit サービスが組み込まれた研修サービス</u> のことを単に「研修サービス」といいます。	<u>ーアップサービス</u> といえます) 及びオンライン学習サービスとして単独で提供されるサービス(以下、「オンライン学習サービス」といいます)であって、弊社が利用者に対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービスの総称をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」とは <u>研修準備機能及び研修フォローアップサービス</u> を意味するものとし、 <u>研修準備機能において準備の対象となる研修サービス</u> のことを「 <u>準備対象研修サービス</u> 」といいます。	
第5条2項	前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等より、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部が直接利用者に対してなされることがあることをあらかじめ了解するものとします。	前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等より、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部の提供が直接利用者に対してなされることがあることをあらかじめ了解するものとします。	分かりやすい表現に修正
第7条柱書	Learning Pit サービスの利用を希望する法人(以下、「申込法人」といいます)は、弊社が別途定める申込書(以下、「申込書」といいます)により弊社に対して研修サービスを申し込み、弊社が当該申込を承諾することで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス利用契約が成立するものとします。なお、申込法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は当該申込を承諾しないことがあります。	Learning Pit サービスの利用を希望する法人(以下、「申込法人」といいます)は、弊社が別途定める申込書(以下、「申込書」といいます)により、 <u>研修準備機能については準備対象研修サービスを、研修フォローアップサービスについてはこれを弊社に対して申し込むものとし、弊社が当該申込を承諾することで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス利用契約が成立するものとします。なお、申込法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は当該申込を承諾しないことがあります。</u>	研修準備機能と研修フォローアップサービスについて明記
第8条	<u>Learning Pit サービスの利用の対価は、研修サービスの料金に含まれるものとします。</u>	<p>1 . <u>研修準備機能の利用の対価は、準備対象研修サービスの料金に含まれるものとします。</u></p> <p>2 . <u>研修フォローアップサービスの利用の対価は、申込書記載の受講料単価に、当該個別コンテンツの受講期間終了時点の受講者 ID 数を乗じて算出した料金(以下「受講料」といいます)とします。受講料は、受講者が、受講期間の途中で個別コンテンツの一部又は全部の受講を終了した場合及び個別コンテンツを受講しなかった場合であっても減額されません。</u></p>	研修準備機能と研修フォローアップサービスについて明記
第9条	利用者は、Learning Pit サービスを利用するために必要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等を、自己の責任と費用負担において用意するものとします。また、利用者は、自己の責任と費用負担においてインターネットに接続の上、Learning Pit サービスを利用するものとします。利用者が Learning Pit サービスを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た	利用者は、Learning Pit サービスを利用するために必要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等を、自己の責任と費用負担において用意するものとします。また、利用者は、自己の責任と費用負担においてインターネットに接続の上、Learning Pit サービスを利用するものとします。利用者が Learning Pit サービスを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た	弊社の責に帰すべき事由がある場合は免責されないことを明記

	場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとします。	場合であっても、弊社の責に帰すべき事由がある場合を除き、弊社は一切責任を負わないものとします。	
第10条1項	弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザーID 及び弊社が発行したパスワード（ユーザーにより変更されたパスワードを含む。以下同じ）に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用（盗用も含みますがこれに限りません）されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。	弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザーID 及びパスワード（ユーザーにより変更されたパスワードを含む。以下同じ）に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用（盗用も含みますがこれに限りません）されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。	より正確な表現に修正
第10条2項	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザーID 及びパスワード（以下、「ID 等」といいます）の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。万一、かかる個人が届出なく使用、貸与又は譲渡したことが発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して当該研修サービスの受講料総額の3倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザーID 及びパスワード（以下、「ID 等」といいます）の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。また利用者は、受講者 ID を複数人で共有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者 ID を削除するなどの不正行為を行わないものとします。万一、かかる個人が届出なく ID 等を使用、貸与もしくは譲渡したこと又は受講者 ID の共有もしくは削除などの不正行為が発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して、研修準備機能については準備対象研修サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総額のいずれか大きい額、研修フォローアップサービスについては申込書記載の受講料総額又は第8条第2項に基づき確定した受講料総額のいずれか大きい額の、それぞれ3倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。	・受講者 ID に関する不正について追加 ・研修準備機能と研修フォローアップサービスについて明記
第11条2項	管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報（メールアドレス、氏名など）に変更があった場合は、速やかに管理画面にて訂正するものとします。ただし、管理者が登録したユーザーID に対して、弊社の許可なくユーザーを変更することを禁止します。	管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報（メールアドレス、氏名など）に変更があった場合は、速やかに管理画面にて訂正するものとします。ただし、管理者は、弊社の許可なく、ユーザーID に紐づくユーザーを変更することはできません。	より正確な表現に修正
第12条2項	利用者は、管理者、Learning Pit サービスが組み込まれた研修の受講者及びそのサポーター以外の者に Learning Pit サービスを利用させることはできません。	利用者は、ユーザー以外の者に Learning Pit サービスを利用させることはできません。	より正確な表現に修正

第13条1項	弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第4項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに第20条に基づく Learning Pit サービス提供の中止等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。	弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第4項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに第21条に基づく Learning Pit サービス提供の中止等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。	新第17条の挿入に伴う条文番号の変更
(新第17条)	-	1. ユーザーの個人情報の保管期間については、弊社が内規にて別途定めるものとします。 2. 弊社は、前項に定める保管期間が終了した場合、速やかに個人情報の廃棄又は削除もしくは消去を行うものとします。また、弊社は、当該保管期間が終了する前に利用者から個人情報の廃棄又は削除もしくは消去の依頼があった場合、対応について利用者と協議の上、速やかに廃棄又は削除もしくは消去を行うものとします。なお、個人情報の消去は、個人を識別不能とする処理を含むものとします。	・個人情報の取り扱いについて、新第17条として挿入 ・これに伴い、次条以降の条文番号を変更（条文番号の変更のみについては、以下、記載を省略）
第17条 (新第18条)	弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、本約款に基づく義務を履行しなかった場合、利用者が発生した直接かつ通常の損害を賠償する義務を負います。当該損害賠償義務は、 <u>当該損害の直接の原因となった Learning Pit サービスが組み込まれた研修サービスの受講料総額を限度とし、当該研修サービス終了後1年間に限り効力を有するものとします。</u>	弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、本約款に基づく義務を履行しなかった場合、利用者が発生した直接かつ通常の損害を賠償する義務を負います。当該損害賠償義務は、 <u>研修準備機能については当該損害の直接の原因となった準備対象研修サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総額のいずれか小さい額、研修フォローアップサービスについては当該損害の直接の原因となった研修フォローアップサービスの申込書記載の受講料総額又は第8条第2項に基づき確定した受講料総額のいずれか小さい額をそれぞれ限度とし、該当する準備対象研修サービス又は研修フォローアップサービスの終了後1年間に限り効力を有するものとします。</u>	研修準備機能と研修フォローアップサービスについて明記
第20条1項1号 (新第21条)	研修サービスの料金等の債務について、支払期日を経過したにもかかわらず弊社に対して全額の支払いがなかったとき	弊社の研修サービスの料金及び受講料等の債務について、支払期日を経過したにもかかわらず弊社に対して全額の支払いがなかったとき	債務の内容をより詳細に記載
第20条1項4号 (新第21条)	利用者の行為が第10条第2項、第12条第4項各号のいずれか、第14条第2項又は第3項、もしくは第21条に該当することが判明したとき	利用者の行為が第10条第2項もしくは第12条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は利用者が第14条第2項、同条第3項、もしくは第22条に違反したことが判明したとき	・より正確な表現に修正 ・新第17条の挿入に伴う条文番号の変更
第20条2項 (新第21条)	利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、研修サービスの料金及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの研修サービスの料金があった場合は返金しません。	利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、研修サービスの料金、受講料及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの研修サービスの料金及び受講料があった場合は返金しません。	債務の内容をより詳細に記載

第22条 (新第23条)	弊社は、 <u>戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、その他合理的支配を越える事由による Learning Pit サービスの停止、遅延等</u> について、その責任を負わないものとします。	弊社は、 <u>天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、弊社のコントロールの及ばないあらゆる原因による Learning Pit サービスの停止、遅延等</u> について、その責任を負わないものとします。	不可抗力の内容をより詳細に記載
第27条 (新第28条)	第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第3条（本約款の変更等）、第12条（禁止行為及び利用者の義務等）、第14条（著作権等）、第15条（データ等の利用）、第16条（個人情報の扱い）、第17条（弊社の損害賠償）、第18条（弊社の免責）、第19条（利用者の損害賠償）、第21条（反社会的勢力の排除）、第22条（不可抗力）、第23条（権利義務の譲渡禁止）、第24条（管轄裁判所）、第25条（準拠法）、第26条（協議）及び本条の定めは、引き続きその効力を有するものとします。	第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第3条（本約款の変更等）、第12条（禁止行為及び利用者の義務等）、第14条（著作権等）、第15条（データ等の利用）、第16条（個人情報の扱い）、第17条（個人情報の保管及び廃棄等）、第18条（弊社の損害賠償）、第19条（弊社の免責）、第20条（利用者の損害賠償）、第22条（反社会的勢力の排除）、第23条（不可抗力）、第24条（権利義務の譲渡禁止）、第25条（管轄裁判所）、第26条（準拠法）、第27条（協議）及び本条の定めは、引き続きその効力を有するものとします。	・新第17条を追加 ・新第17条の挿入に伴う条文番号の変更
数字の表記	（半角）	（全角）	条文内の数字の表記を全角に統一

Learning Pit 利用約款（オンライン学習サービス用）変更点一覧

2021年2月8日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第1条1項	「Learning Pit 利用約款（オンライン学習サービス用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して研修サービスに関するオンライン学習コンテンツ及び実践促進コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「オンライン学習サービス」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	「Learning Pit 利用約款（オンライン学習サービス用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して、 <u>研修サービスに関する準備機能及びフォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテンツ等</u> を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「オンライン学習サービス」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	実践促進コンテンツを、研修準備機能と研修フォローアップサービスとして分離して記述
第2条2項	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利	12条2項と重複する文言を削除

	<p>用者により Learning Pit の受講を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます)、受講者のサポーター(受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます)及び Learning Pit の管理者(利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます)のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者(以下、総称して「ユーザー」といいます)は本約款の定めに従って、Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとし、利用者は、ユーザー以外の者に、Learning Pit サービスを利用させてはなりません。</p>	<p>用者により Learning Pit の受講を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます)、受講者のサポーター(受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます)及び Learning Pit の管理者(利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます)のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者(以下、総称して「ユーザー」といいます)は本約款の定めに従って Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとし、</p>	
第4条1項柱書	<p>Learning Pit サービスとは、<u>弊社が提供する研修サービスに組み込まれて提供されるサービス(以下、「研修付帯サービス」といいます)又はオンライン学習サービスとして単独で提供するサービス(以下、「オンライン学習サービス」といいます)であって、弊社が利用者に対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービスの総称をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」とはオンライン学習サービスを意味するものとし</u>ます。</p>	<p>Learning Pit サービスとは、<u>弊社による研修サービスの提供に付随する事前準備を行うための機能(以下、「研修準備機能」といいます)、弊社による研修サービスの提供後に研修内容に関するフォローアップや実践促進等を行うためのサービス(以下、「研修フォローアップサービス」といいます)及びオンライン学習サービスとして単独で提供されるサービス(以下、「オンライン学習サービス」といいます)であって、弊社が利用者に対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービスの総称をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」とはオンライン学習サービスを意味するものとし</u>ます。</p>	<p>研修準備機能と研修フォローアップサービスについて明記</p>
第5条2項	<p>前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等より、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部が直接利用者に対してなされることがあることをあらかじめ了解するものとし、</p>	<p>前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等より、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部の提供が直接利用者に対してなされることがあることをあらかじめ了解するものとし、</p>	<p>分かりやすい表現に修正</p>
第7条1項柱書	<p>Learning Pit サービスの利用を希望する法人(以下、「申込法人」といいます)は、弊社が別途定める申込書(以下、「申込書」といいます)により弊社に対して<u>申込を行うものとし、弊社が当該申込を承諾することで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス利用契約が成立するものとし、</u>なお、申込法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>弊社は当該申込を承諾しないことがあります。</u></p>	<p>Learning Pit サービスの利用を希望する法人(以下、「申込法人」といいます)は、弊社が別途定める申込書(以下、「申込書」といいます)により弊社に対して<u>申し込むものとし、弊社が当該申込を承諾することで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス利用契約が成立するものとし、</u>なお、申込法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>弊社は当該申込を承諾しないことがあります。</u></p>	<p>表現を統一</p>
第8条	<p>利用者は、<u>受講者の受講期間開始日以降に申込の取消を行うことはできません。受講者の受講期間開始</u></p>	<p>利用者は、<u>個別コンテンツの受講期間開始日以降に申込の取消を行うことはできません。個別コンテンツの</u></p>	<p>より正確な表現に修正</p>

	日より前に申込の取消を行った場合、弊社が別途定めるキャンセル規定に該当する場合はこれに従うものとします。	受講期間開始日より前に申込の取消を行った場合、弊社が別途定めるキャンセル規定に該当するときはこれに従うものとします。	
第9条	Learning Pit サービスの利用の対価として、申込書記載の受講料単価に利用者が発行した受講者 ID 数を乗じて算出した個別コンテンツの受講料（以下「受講料」といいます）を請求します。	Learning Pit サービスの利用の対価は、申込書記載の受講料単価に、当該個別コンテンツの受講期間終了時点の受講者 ID 数を乗じて算出した料金（以下「受講料」といいます）とします。受講料は、受講者が、受講期間の途中で個別コンテンツの一部又は全部の受講を終了した場合及び個別コンテンツを受講しなかった場合であっても減額されません。	・より正確な表現に修正 ・10条3項をより正確な表現に修正して挿入
第10条 (削除)	1. 弊社は、受講者の受講期間終了後、利用者に対し、受講料を消費税相当額とともに速やかに請求します。 2. 利用者は、前項の請求を受けた金額を、弊社が別途定める期日までに弊社の定める銀行口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。 3. 受講料は、利用者が、受講期間の途中で Learning Pit サービスの一部又は全部の利用を終了した場合及び Learning Pit サービスを利用しなかった場合であっても減額されません。	-	・支払条件については申込時に定めるため、1項、2項を削除 ・3項は表現を修正して9条に移動 ・本条の削除に伴い、次条以降の条文番号を変更（条文番号の変更のみについては、以下、記載を省略）
第11条 (新第10条)	利用者は、Learning Pit サービスを利用するために必要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等を、自己の責任と費用負担において用意するものとします。また、利用者は、自己の責任と費用負担においてインターネットに接続の上、Learning Pit サービスを利用するものとします。利用者が Learning Pit サービスを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとします。	利用者は、Learning Pit サービスを利用するために必要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等を、自己の責任と費用負担において用意するものとします。また、利用者は、自己の責任と費用負担においてインターネットに接続の上、Learning Pit サービスを利用するものとします。利用者が Learning Pit サービスを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た場合であっても、 <u>弊社の責に帰すべき事由がある場合を除き</u> 、弊社は一切責任を負わないものとします。	弊社の責に帰すべき事由がある場合は免責されないことを明記
第12条1項 (新第11条)	弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー ID 及び弊社が発行したパスワード（ユーザーにより変更されたパスワードを含む。以下同じ）に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用（盗用も含みますがこれに限りません）されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。	弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー ID 及びパスワード（ユーザーにより変更されたパスワードを含む。以下同じ）に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用（盗用も含みますがこれに限りません）されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。	より正確な表現に修正
第12条2項 (新第11条)	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザー ID 及びパスワード（以下、「ID 等」	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザー ID 及びパスワード（以下、「ID 等」	受講者 ID に関する不正について追加

	<p>といします)の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとし、また、万一、かかる個人が届出なく使用、貸与又は譲渡したことが発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して当該申込書記載の受講料総額又は受講期間終了後に確定した受講料総額のいずれか大きい額の 3 倍の料金を違約金として請求できるものとし、また、なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとし、また、</p>	<p>といします)の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとし、また、利用者、受講者 ID を複数人で共有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者 ID を削除するなどの不正行為を行わないものとし、また、万一、かかる個人が届出なく ID 等を使用、貸与もしくは譲渡したことが又は受講者 ID の共有もしくは削除などの不正行為が発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して当該申込書記載の受講料総額又は受講期間終了後に確定した受講料総額のいずれか大きい額の 3 倍の料金を違約金として請求できるものとし、また、なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとし、また、</p>	
<p>第 13 条 2 項 (新第 12 条)</p>	<p>管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報(メールアドレス、氏名など)に変更があった場合は、速やかに管理画面にて訂正するものとし、また、管理者が登録したユーザー ID に対して、弊社の許可なくユーザーを変更することを禁止します。</p>	<p>管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報(メールアドレス、氏名など)に変更があった場合は、速やかに管理画面にて訂正するものとし、また、管理者は、弊社の許可なく、ユーザー ID に紐づくユーザーを変更することはできません。</p>	<p>より正確な表現に修正</p>
<p>第 15 条 (新第 14 条)</p>	<p>弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第 4 項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに第 23 条に基づく Learning Pit サービス提供の中止等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができるものとし、また、</p>	<p>弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第 4 項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに第 22 条に基づく Learning Pit サービス提供の中止等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができるものとし、また、</p>	<p>旧第 10 条の削除に伴う条文番号の変更</p>
<p>第 23 条 1 項 4 号 (新第 22 条)</p>	<p>利用者の行為が第 12 条第 2 項、第 14 条第 4 項各号のいずれか、第 16 条第 2 項又は第 3 項、もしくは第 24 条に該当することが判明したとき</p>	<p>利用者の行為が第 11 条第 2 項もしくは第 13 条第 4 項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は利用者が第 15 条第 2 項、同条第 3 項、もしくは第 23 条に違反したことが判明したとき</p>	<p>・より正確な表現に修正 ・旧第 10 条の削除に伴う条文番号の変更</p>
<p>第 25 条 (新第 24 条)</p>	<p>弊社は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、その他合理的支配を越える事由による Learning Pit サービスの停止、遅延等について、その責任を負わないものとし、また、</p>	<p>弊社は、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、弊社のコントロールの及ばないあらゆる原因による Learning Pit サービスの停止、遅延等について、その責任を負わないものとし、また、</p>	<p>不可抗力の内容をより詳細に記載</p>
<p>第 30 条</p>	<p>第 7 条に基づき成立した契約につき、その期間が満了</p>	<p>第 7 条に基づき成立した契約につき、その期間が満了</p>	<p>旧第 10 条の削除に伴</p>

(新第29条)	<p>し又は解除された場合であっても、第3条（本約款の変更等）、第14条（禁止行為及び利用者の義務等）、第16条（著作権等）、第17条（データ等の利用）、第18条（個人情報の扱い）、第19条（個人情報の保管及び廃棄等）、第20条（弊社の損害賠償）、第21条（弊社の免責）、第22条（利用者の損害賠償）、第24条（反社会的勢力の排除）、第25条（不可抗力）、第26条（権利義務の譲渡禁止）、第27条（管轄裁判所）、第28条（準拠法）、第29条（協議）及び本条の定めは、引き続きその効力を有するものとします。</p>	<p>し又は解除された場合であっても、第3条（本約款の変更等）、第13条（禁止行為及び利用者の義務等）、第15条（著作権等）、第16条（データ等の利用）、第17条（個人情報の扱い）、第18条（個人情報の保管及び廃棄等）、第19条（弊社の損害賠償）、第20条（弊社の免責）、第21条（利用者の損害賠償）、第23条（反社会的勢力の排除）、第24条（不可抗力）、第25条（権利義務の譲渡禁止）、第26条（管轄裁判所）、第27条（準拠法）、第28条（協議）及び本条の定めは、引き続きその効力を有するものとします。</p>	う条文番号の変更
数字の表記	(半角)	(全角)	条文内の数字の表記を全角に統一